

空家バンクに登録して売買や賃貸が成立すると…

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業

空家バンク登録物件対象
令和3年
4/1
受付開始

上限10万円 家財処分費 上限50万円 改修工事費 補助事業スタート!

空家バンク制度に登録された空家の売買等による家財処分や改修工事の費用の一部を補助します。

費用補助までの流れ

物件登録者

利用登録者

STEP

家財処分費補助金

(空家に残った家財の処分費用)

- ・家財処分に要する経費が対象
- ・上限10万円(対象費用1/2)

空家改修工事費補助金

(屋根・壁・天井、台所などの改修工事費用 ※解体対象外)

- ・改修工事に要する経費が対象
- ・上限50万円(対象費用1/2)

1 空家バンク登録

まずは空家バンクに登録【必須条件】

空家等登録申込書を提出

居住していない、居住をしなくなる予定の家を登録し、「売る」「貸す」相手を探します。

利用登録申込書を提出

空家を購入・借りたい方として利用登録をして、空家バンクの物件情報を入手します。

2 物件売買契約

登録した空家の売却・賃貸



登録した物件を空家バンク利用登録者との売却・賃貸の契約を結びます。

登録されている空家の購入・賃貸



登録されている物件の売却・賃貸の契約を結びます。

3 補助金申請

補助金交付申請書を市に提出 ▶ 補助金の交付決定

※家財処分費と空家改修工事費で添付書類が異なります。詳細はお問い合わせください



主な必要書類

- 事業補助申請書
- 実施計画書
- 費用が分かる見積書
- 処分前・施工前の写真
- 登録物件の売買契約書

- 誓約書

空家改修工事費補助金のみ必要

- 建築確認済証か耐震基準適合証明書
- 申請者の住民票の写し

4 実施報告請求

処分・工事の実施・実績報告・請求・補助金の支払い

補助金の交付決定後、業者との契約を行い、家財処分・改修工事を行います。完了後、実績報告をいただいたのち、最終的な交付決定額を確定します。確定後に、申請者から請求をいただき、市から補助金の支払われます。

申請書の入手方法

申請書をはじめとする必要書類は、市公式ホームページからダウンロードもしくは、まちの魅力創造課窓口で配布しています。

主な要件(詳細要確認)

- 空家バンク制度の登録者
- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた住宅
- 市内に本店・支店等がある業者が請け負うことなど、要件がありますので、ご確認ください。

お問い合わせ

龍ヶ崎市まちの魅力創造課 空家対策室



0297-64-1111

龍ヶ崎市 空家バンク

